

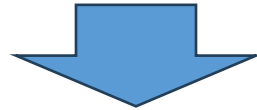
公的統計作成等への A I 等のデジタル技術の活用及び A I 等によるデータ分析に資する統計データの提供 について

制度の見直しの背景と目指すべき方向性

背景

平成30年の統計法改正から約10年が経過した。この間、本格的な人口減少社会が到来するとともに、A I等のデジタル技術が急速に進展するなど、我が国を取り巻く環境は大きく変化しており、政府は、行政や社会におけるA I・データの利活用を推進している。

このような中、社会の情報基盤である公的統計についても、統計データの更なる利活用が期待される一方で、統計調査員の高齢化やプライバシー意識の高まり等により、従来の調査手法を維持することが困難となってきた。



目指すべき方向性

I 公的統計の作成（統計データの利活用推進のための基盤整備）

（１）公的統計作成等への行政データの活用

（２）公的統計作成等への民間データの活用

（３）経済統計の基盤整備（経済センサス・事業所母集団データハブ）

II 公的統計の提供（統計データの更なる利活用の推進）

（１）事業所母集団データベースの機能高度化（データリンク）

（２）マイクロデータ利用の利便性向上

（３）A I等によるデータ分析に資する統計データの提供（機械可読性、データ標準化等）

- ✓ A I等のデジタル技術の活用による公的統計の作成の効率化と報告者負担の軽減の促進
- ✓ 国民が最大限活用できるような公的統計の提供

目指すべき方向性のポイント

目指すべき方向性

✓ A I 等のデジタル技術を活用した公的統計の作成

国際的には、A I 時代に対応した統計基盤の整備が重要な課題として議論されており（背景資料 1 ページ）、我が国においても、国民の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、A I 等のデジタル技術の活用に向けた環境整備を推進していくことが求められている（背景資料 2 ページ）。そのような国内外の潮流に加え、統計調査員の高齢化やプライバシー意識の高まりといった我が国固有の課題によって、今後従来の調査手法を維持することは困難であり、A I 等のデジタル技術の活用は極めて重要である。そのため、統計法においても、統計作成の効率化と報告者負担の軽減を促進する観点から、A I 等のデジタル技術の活用を促進する方策を考える。（方向性 1）

✓ 国民が最大限活用できるような公的統計の提供

A I 等のデジタル技術の発展に伴い、機械による解釈・処理を可能とするメタ情報を含んだ機械判読可能な公的統計の提供の重要性は高まっている。しかしながら、e-Statにおける機械可読化された統計データの登録状況は、基幹統計で約80%、一般統計調査の結果及びその他業務統計においては約60%程度にとどまっている（背景資料 3 ページ）。また、前回の統計法改正後に生じた不適切事案を踏まえて、統計の品質表示（背景資料14ページ～18ページ）を行うことがより一層求められている。そのため、行政機関等による、機械判読に適した公的統計及びその品質に関する情報の提供を一層促進するための方策について検討する。（方向性 2）

附随して整理すべき事柄

✓ 政府統計の総合窓口（e-Stat）によるワンストップ機能

現行の統計法第54条で、総務大臣は公的統計の所在に関する情報を提供できるよう必要な措置を講ずることとなっているが、ユーザーの利便性の更なる向上のためには、所在源に限らず、統計データそのものの提供に加え、調査票情報等の利用申請等を一元的に行うことができる仕組みが求められる。そのため、第54条を修正し、ワンストップ機能拡充のための方策を考える。（方向性 2）